

私がスウェーデンへ行ったときのことだから、45も100年以上も前になる。古い話で恐縮だが、なにしろ社会保障の国として有名なスウェーデンへ来たのだから、私も大いに緊張して、いろいろ人にものをたずねたり、読んだり、見て廻ったりした。

そのとき、この国の社会福祉のことを書いてある本を読んでいて、老齢年金のところへきて、私はちょっと考えさせられた。いま、数字ははっきりと覚えていないが、この国で初めて老齢年金制が実施せられたときのことである。年齢が何歳からだったか、支給額がどのくらいであったかも記憶にない。年齢はたしか65歳からくらいだったと思うが、その場合、自分に資産や収入のある人は、その額に応じて年金を減額したり、停止したりする定めとなっていた。これは日本の生活保護法などと同じことで、われわれにはむしろ当然のことのように思われた。

ところがである。この資産収入のある老人には、老齢年金の一部または全部を停止するという但書の規定が問題になって、しまいにはとうとう廃止されてしまい、誰でも老齢年金の受給年齢に達した老人には、貧富の差別なく、全く無差別平等に年金を支給することになったというのである。私が考えさせられる問題にぶつかったと前に書いたのは、まさにこの点のことなのである。

日本では、生活保護法による公的扶助でも、また老齢福祉年金のような無拠出年金でも、みんな資産収入のある者には支給しないか、またはその資産収入の額に応じて減額支給をすることになっている。たとえば、有名な朝日訴訟の朝日茂という人は、永年ひどい結核を患っていたが、何の資産も収入もなかったので、全額を国が負担して国立療養所で公的扶助をうけていた。ところが大战終了直後、九州で実兄が見つかり、その兄が扶養料として月1,500円を送ってくることになった。そこで朝日茂は喜んで、翌日から別に1,500円が自分のふところに入ると思っていたら、一文も来ず、兄から来る金額相当額は、それまで国の負担していた扶助額を減らす結果となり、本人へは何のプラスにもならなかったのである。つまり2万円の生活保護をうけている人が、中元に入から2,000円もらったとすると、公的扶助はたちまち減らされて1万8,000円になってしまうのである。

資産も収入もなく困っている人がうんとあるのだから、少しでも収入のある人はその分だけ遠慮すべきだというのが、この点についての常識になってしまっている。もし2,000円の中元を申告もせず、頬かむりしておれば、それは怪しからん奴だということになる。したがって福祉事務所の係員でも、民生委員でも、そんな狡い奴はいないかと、ついデカ根性を起すようなことにもなりかねないのである。

スウェーデン人が老齢年金を老人自身の資産収入によって差別することを嫌った理由もここにある。老人の資産収入を調査することになると、とかく人権無視の調査が行われる恐れがあるというのである。日本の場合にも、こうした声が聞かれないわけではないが、日本では法律が改められず、調査は相変らず行われているが、スウェーデンでは1年か2年でその点の規定が改められ、老人は無差別平等に年金をうけられることになった。それだけの違いが起ったのである。

どのくらいの金額をその国の老人がうけたかは、いまはっきりしていないが、ストックホルムにある有名なサバーツベリー養老院を見に行き、ホテルのように整った設備に感心してしまったが、ここにいる老人は、この費用を老齢年金から払って、なお日本金にして1万円くらいの小遣いが残るという話を聞かせられた。日本でも社会福祉・公的扶助・福祉年金などを考えるとき、スウェーデン人くらいの基本的人権に関するセンスを持ちたいものである。社会福祉が慈善でないとともに、人権尊重も公共の福祉と調整を保たなければ意味がないことを、社会保障を考える者はいつも念頭におく必要があろう。